

亀岡市スポーツ少年団 激励金 交付要項

(趣旨)

亀岡市スポーツ少年団単位団の児童及び生徒がスポーツを通して、青少年の健全育成を図るとともに、競技力の向上を図り、京都府、近畿地区で予選を勝ち抜き、全国大会へ出場する団体または個人に激励金を交付する。

(交付対象者)

亀岡市スポーツ少年団に加入している登録団及び登録者

(激励金の額)

激励金は下記のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

団体 1 チーム 5, 000 円 個人 1 人 2, 000 円

(交付の手続き)

激励金の交付を受けようとする団の代表者は全国大会等出場者激励金交付申請書（様式 1）、請求書（様式 2）、予選会の結果及び全国大会の開催要項を添えて本部長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

交付の決定及び通知は、提出書類の内容を審査し、適當と認めたときは、激励金の交付を決定し、申請者に決定通知をするものとする。また、交付を行わないことを決定したときは、その旨の理由を付して申請者に通知するものとする。

(取消し及び還付)

交付の決定を受けた団体又は個人が下記のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取消し、または激励金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- 1) 激励金の交付申請又は使途に虚偽又は不正があったとき。
- 2) 大会が中止になり、または出場できなくなったとき。

(その他)

この要項に定めるもののほか必要な事項は、協議に基づくものとする。